

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第1 一般的事項</p> <p>1 基本方針</p> <p>基準第2条（基本方針）は、特別養護老人ホームが入所者の福祉を図るために必要な方針について総括的に規定したものである。</p> <p>なお、同条第1項中の「健全な環境」とは、当該特別養護老人ホームが、敷地の衛生及び安全等について定めた建築基準法（昭和25年法律第241号）第19条、第43条及び建築基準法施行令（昭和25年政令第348号）第128条の規定に定める要件を満たすとともに、入所者の生活を健全に維持するために、ばい煙、騒音、振動等による影響、交通、水利の便等を十分考慮して設置され、かつ、その設備が入所者の身体的、精神的特性に適合していることをいうものであり、「適切な処遇」とは、<u>食事</u>、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を考慮して適切に行われることをいうものである。</p> <p>2 構造設備の一般原則</p> <p>基準第3条（構造設備の一般原則）は、特別養護老人ホームの構造設備の一般原則について定めたものであり、特別養護老人ホームの配置、構造設備が本基準及び建築基準法等の関係諸規定に従うとともに日照、採光、換気等について十分考慮されたものとし、もって入所者の保健衛生及び防災の万全を期すべきことを趣旨とするものである。</p> <p>3 設備の専用</p> <p>基準第4条（設備の専用）は、特別養護老人ホームに設け又は備えられる設備が必要に応じ直ちに使用できる状態になければならないので、原則として、これらを当該特別養護老人ホームの専用とすべきこととしたものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該特別養護老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切な処遇が確保される場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備は、その一部についてただし書を適用して差し支えないこととしたものである。</p> <p>4 職員の資格要件</p> <p>（1）基準第5条（職員の資格要件）第1項及び第2項は、施設長及び生活相談員について、その有すべき資格を定めたものであるが、この</p>	<p>第1 一般的事項</p> <p>1 基本方針</p> <p>基準第2条（基本方針）は、特別養護老人ホームが入所者の福祉を図るために必要な方針について総括的に規定したものである<u>こと</u>。</p> <p>なお、同条第1項中の「健全な環境」とは、当該特別養護老人ホームが、敷地の衛生及び安全等について定めた建築基準法第19条、第43条及び<u>同法施行令</u>第128条の規定に定める要件を満たすとともに、入所者の生活を健全に維持するために、ばい煙、騒音、振動等による影響、交通、水利の便等を十分考慮して設置され、かつ、その設備が入所者の身体的、精神的特性に適合していることをいうものであり、「適切な処遇」とは、<u>給食</u>、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を考慮して適切に行われることをいうものである<u>こと</u>。</p> <p>2 構造設備の一般原則</p> <p>基準第3条（構造設備の一般原則）は、特別養護老人ホームの構造設備の一般原則について定めたものであり、特別養護老人ホームの配置、構造設備が本基準及び建築基準法等の関係諸規定に従うとともに日照、採光、換気等について十分考慮されたものとし、もって入所者の保健衛生及び防災の万全を期すべきことを趣旨とするものである<u>こと</u>。</p> <p>3 設備の専用</p> <p>基準第4条（設備の専用）は、特別養護老人ホームに設け又は備えられる設備が必要に応じ直ちに使用できる状態になければならないので、原則として、これらを当該特別養護老人ホームの専用とすべきこととしたものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該特別養護老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切な処遇が確保される場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備は、その一部についてただし書を適用して差し支えないこととしたものである<u>こと</u>。</p> <p>4 職員の資格要件</p> <p>（1）基準第5条（職員の資格要件）第1項及び第2項は、施設長及び生活相談員について、その有すべき資格を定めたものであるが、この</p>

うち「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、施設長にあっては特別養護老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者、生活相談員にあっては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。

なお、介護職員、調理員等については、資格の定めはないが、これら職員についてもそれぞれの職務を遂行する熱意と能力を有する者をもって充てること。

(2) (略)

5 職員の専従

基準第6条(職員の専従)は、職員の他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではないが、入所者の処遇の万全を期すために、特別養護老人ホームの職員は当該施設の職務に専念すべきこととしたものである。したがって、特別養護老人ホームは、職員の採用及び事務分掌を決定するに当たっては、この点に留意すること。

なお、ただし書の規定は、直接入所者の処遇に当たる生活相談員、介護職員及び看護職員については、機能訓練指導員及び介護保険法(平成9年法律第123号)に定める介護支援専門員並びに併設される短期入所生活介護事業における同職との兼務を除き、原則として適用されず、また、その他の職員についても同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設等に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り適用される。

6 運営規程

基準第7条(運営規程)は、特別養護老人ホームの事業の適正な運営及び入所者に対する適切な処遇を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

(1) 入所定員(第3号)

入所定員は、特別養護老人ホームの専用の居室のベッド数(和室利用の場合は、当該居室の利用人員数)と同数とすること。

(2) 入所者の処遇の内容及び費用の額(第4号)

入所者の処遇の内容は、日常生活を送る上での一日当たりの日課

うち「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、施設長にあっては特別養護老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者、生活相談員にあっては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいうこと。

なお、介護職員、調理員等については、資格の定めはないが、これら職員についてもそれぞれの職務を遂行する熱意と能力を有する者をもって充てること。

(2) (略)

5 職員の専従

基準第6条(職員の専従)は、職員の他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではないが、入所者の処遇の万全を期すために、特別養護老人ホームの職員は当該施設の職務に専念すべきこととしたものであること。したがって、特別養護老人ホームは、職員の採用及び事務分掌を決定するに当たっては、この点に留意すること。

なお、ただし書の規定は、直接入所者の処遇に当たる生活相談員、介護職員及び看護職員については、機能訓練指導員及び介護保険法に定める介護支援専門員並びに併設される短期入所生活介護事業における同職との兼務を除き、原則として適用すべきでなく、また、その他の職員についても同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設等に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り適用すること。

6 運営規程

基準第7条(運営規程)は、特別養護老人ホームの事業の適正な運営及び入所者に対する適切な処遇を確保するため、同条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

(1) 入所定員等(第3号及び第4号)

入所定員は、特別養護老人ホームの専用の居室のベッド数(和室利用の場合は、当該居室の利用人員数)と同数とすること。また、基準第11条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、10人程度の入所者が食事を行い、かつ、談話等を楽しむ共同生活室及び当該共同生活室に近接して一体的に設けられる当該入所者の居室から構成される基本的な単位(以下「ユニット」という。)の数並びに当該ユニットごとの居室の入所定員を定めること。

(2) 入所者の処遇の内容及び費用の額(第5号)

入所者の処遇の内容については、日常生活を送る上での一日当た

やレクリエーション及び年間行事等を含めた処遇の内容を指すものであること。

費用の額については、介護保険等の費用の内容のほか、日常生活等の上で入所者から支払を受ける費用の額を規定するものであること。

(3) 施設の利用に当たっての留意事項(第5号)

(略)

(4) 非常災害対策(第6号)

(略)

(5) その他施設の運営に関する重要事項(第7号)

当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。

7 非常災害対策

(1) 基準第8条(非常災害対策)は、入所者の身体的、精神的特性にかんがみ、火災等の非常災害に際して必要な諸設備の整備及び避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。

(2) 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)第17条の規定に基づく消防用設備等(同法第17条の2第1項又は第17条の3第1項の規定が適用される特別養護老人ホームにあっては、それぞれの技術上の基準に基づく消防用設備等)及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備をいう。

(3) 「非常災害に対する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。なお、この場合、消防計画の樹立及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている特別養護老人ホームにあっては、その者に行わせること。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている特別養護老人ホームにおいても防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画の樹立等の業務を行わせること。なお、特別養護老人ホームにおける火災の防止等については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知)」等により別途通知しているので留意すること。

8 記録の整備

基準第9条(記録の整備)は、特別養護老人ホームの日々の運営及び財産並びに入所者の処遇の状況等に関する一切の事実を正確に記録

りの日課やレクリエーション及び年間行事等を含めた処遇の内容を指すものであること。

費用の額については、介護保険等の費用の内容のほか、日常生活等を送る上で、入所者から徴収する費用の額を規定するものであること。

(3) 施設の利用に当たっての留意事項(第6号)

(略)

(4) 非常災害対策(第7号)

(略)

7 非常災害対策

(1) 基準第8条(非常災害対策)は、入所者の身体的、精神的特性にかんがみ、火災等の非常災害に際して必要な諸設備の整備及び避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものであること。

(2) 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法第17条の規定に基づく消防用設備等(同法第17条の2第1項又は第17条の3第1項の規定が適用される特別養護老人ホームにあっては、それぞれの技術上の基準に基づく消防用設備等)及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備をいうこと。

(3) 「非常災害に対する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいうこと。なお、この場合、消防計画の樹立及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている特別養護老人ホームにあっては、その者に行わせること。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている特別養護老人ホームにおいても防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画の樹立等の業務を行わせること。なお、特別養護老人ホームにおける火災の防止等については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知)」等により別途通知しているので留意すること。

8 記録の整備

基準第9条(記録の整備)は、特別養護老人ホームの日々の運営及び財産並びに入所者の処遇の状況等に関する一切の事実を正確に記録

し、常に当該特別養護老人ホームの実情を的確に把握するため、少なくとも次に掲げる記録を備えなければならないこととしたものである。

(1) (略)

(2) 入所者に関する記録

ア (略)

イ 入所者台帳(入所者の生活歴、病歴、入所前の居宅サービスの利用状況、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの)

ウ 入所者の処遇に関する計画

エ 処遇日誌

オ 献立その他食事に関する記録

カ 入所者の健康管理に関する記録

キ 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

ク 行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録

ケ 入所者の処遇により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(3) (略)

9 経理の原則

(略)

第2 規模及び設備に関する事項

1 規模(基準第10条)

入所定員が30人未満の特別養護老人ホームについては、老人デイサービスセンター等の他の社会福祉施設と一体的に設置されているなど、夜間を含め24時間の介護業務等についての勤務体制が確保されている必要がある。

また、「入所させることを目的とする他の社会福祉施設等」とは、身体障害者療護施設や介護老人保健施設などの夜間を含めて24時間の介護業務等についての勤務体制が組まれている入所施設であり、一体的に運営することで効率的な運営と、本体事業の入所者を含めて適切な処遇が確保されている施設である。

2 設備の基準(基準第11条)

し、つねに当該特別養護老人ホームの実情を的確に把握するため、少なくとも次に掲げる記録を備えなければならないこととしたものであること。

(1) (略)

(2) 入所者に関する記録

ア (略)

イ 入所者台帳(入所者の生活歴、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの)

ウ 処遇日誌

エ 献立その他給食に関する記録

オ 入所者の健康管理に関する記録

(3) (略)

9 経理の原則

(略)

第2 規模及び設備に関する事項

1 規模

特別養護老人ホームの規模は、20人以上を入所させ得る規模を有することとしたところであるが、30人未満の入所規模の特別養護老人ホームについては、老人デイサービスセンター等の他の社会福祉施設と一体的に設置されているなど、夜間を含め24時間の介護業務等についての勤務体制が確保されている必要がある。

また、「入所させることを目的とする他の社会福祉施設等」とは、身体障害者療護施設や老人保健施設などの夜間を含めて24時間の介護業務等についての勤務体制が組まれている入所施設であり、一体的に運営することで効率的な運営と、本体事業の入所者を含めて適切な処遇が確保されている施設であること。

2 設備の基準

(1) 特別養護老人ホームの設備の基準は、基準第11条に定めるところによるものであるが、これによりがたいときは、基準第11条の2

に定めるところによることができること。

(2) 基準第11条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームは、平成14年度から整備を進めることとされた「居住福祉型」の特別養護老人ホームであり、家庭に近い居住環境の下で少人数ごとに生活を共にする入所者に、一人一人の生活のリズムを基本に据えた介護や日常生活上の世話をを行うことを特徴とするものであること。

このため、居室は個室とするとともに、居室に近接して、少人数で食事をしたり談話を楽しんだりする空間（共同生活室）を設け、こうした個室及び共同生活室をユニットとして建物を構成し、運営しなければならないこと。

また、居室及び共同生活室については、それぞれ基準第11条第4項第1号及び第2号に定める設備の基準を満たすほか、家庭に近い居住環境の下で介護や日常生活上の世話などを行うという上記の「居住福祉型」の特別養護老人ホームの特徴を踏まえたものでなければならないこと。

(3) 基準第11条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの設備の基準

一 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者の処遇上必要と認められる場合には、2人部屋とすることができることとされており、これは、夫婦で居室を利用する場合などを想定していること。

二 居室は、10人程度の入所者が食事をを行い、かつ、談話等を楽しむ共同生活室及び当該共同生活室に近接して一体的に設けられる居室から構成されるユニットのいずれかに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合、「共同生活室に近接して一体的に設けられる居室」とは、次の3つをいうものであること。

ア 当該共同生活室に隣接している居室

イ 当該共同生活室に隣接してはいないが、アに定める居室と隣接している居室

ウ その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室（他の共同生活室のア及びイに相当する居室を除く。）

一 一の居室の床面積については、入所者が家庭で使い慣れた家具などを持ち込むことができるように、13.2平方メートル以上を標準とすること。

これは、13.2平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすることが原則であるが、基準第11条の

2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームが改築等によって当該面積を確保し、基準第11条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの設備の基準を満たそうとする場合（改正省令附則第2条に規定する場合を含む。）に、敷地の制約や既存の建物の構造上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、13.2平方メートル未満としても差し支えないという趣旨であること。

入所者の処遇上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上を標準とすることについても、同様の趣旨であること。

基準第11条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、家庭に近い居住環境を実現する観点から、入所者は家庭で使慣れた家具などを持ち込むことを想定しているため、入所者の身の回り品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りること。

共同生活室は、ユニットのいずれかに属するものとし、当該ユニットの居室の入所者が食事をを行い、かつ、談話等を楽しむのに適した形状を有するものでなければならないこと。この場合、「入所者が食事をを行い、かつ、談話等を楽しむのに適した形状を有する」ためには、次の2つの要件を満たす必要があること。

ア 当該共同生活室に近接して一体的に設けられる居室以外の居室の入所者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の共同生活室等の場所に移動することができるようになっていること。

イ 当該共同生活室に近接して一体的に設けられる居室の入所者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり談話等を楽しんだりすることが可能な備品（テーブル、椅子等）を備えた上で、当該共同生活室から施設内の他の部分への出入口の一つから他の出入口まで車椅子が自由に通行できる程度の形状が確保されていること。

共同生活室の面積は、当該共同生活室に近接して一体的に設けられる居室の入所者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり談話等を楽しんだりすることができるように、それぞれ、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの居室の入所定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

これは、当該面積以上とすることが原則であるが、基準第11条の2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームが改築等によって当該面積を確保し、基準第11条の規定の適用を受ける特別養護老人

(1) 特別養護老人ホームの建物は、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有する者であることにかんがみ、入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならない。ただし、入所者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を2階以上の階及び地下のいずれにも設けていない建物については、準耐火建築物とすることができる。

(2) 特別養護老人ホームの設備は、当該特別養護老人ホームの運営上及び入所者の処遇上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設

ホームの設備の基準を満たそうとする場合（改正省令附則第2条に規定する場合を含む。）に、敷地の制約や既存の建物の構造上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、当該面積未満としても差し支えないという趣旨であること。

なお、すべての共同生活室の面積が、それぞれ、3平方メートルに当該ユニットの居室の入所定員を乗じて得た面積以上である場合には、独立した機能訓練室を設けないことができること。

共同生活室には、身体の不自由な者が食事をしたり談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えること。

また、家庭に近い居住環境を実現する観点からは、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましいこと。

浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましいこと。

洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましいこと。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えないこと。この場合にあつては、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分散して設けることが望ましいこと。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えないこと。

便所は、居室ごとに設けることが望ましいこと。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えないこと。この場合にあつては、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分散して設けることが望ましいこと。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えないこと。

(4) 基準第11条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームと基準第11条の2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームに共通する設備の基準

建物は、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有する者であることにかんがみ、入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならないこと。ただし、入所者の日常生活に充てられる居室、共同生活室（基準第11条の2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあつては、静養室、食堂）、浴室及び機能訓練室を2階以上の階及び地下のいずれにも設けていない建物については、準耐火建築物とすることができること。

設備は、当該特別養護老人ホームの運営上及び入所者の処遇上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用する

の設備を利用することにより特別養護老人ホームの効果的な運営が図られ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができる。なお、特別養護老人ホームが利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならない。

(3) 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮すること。

(4) 特別養護老人ホームにおける廊下の幅は、入所者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。

(5) 特別養護老人ホームに設置する傾斜路は、入所者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。

(6) 医務室は、入院施設を有しない診療所として医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を

ことにより特別養護老人ホームの効果的な運営が図られ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができること。なお、特別養護老人ホームが利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならないこと。

また、基準第11条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの設備は、居室又は共同生活室を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、その一部を設けないことができること。これは、例えば、居室及び共同生活室を中心に少人数ごとに生活を共にする入所者に、一人一人の生活のリズムを基本に据えた介護や日常生活上の世話を行うことに伴い、介護職員又は看護職員が職務に従事する主な場所が居室及び共同生活室となるため、独立した部屋を設ける必要がない場合の介護職員室又は看護職員室などを想定していること。

便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮すること。

廊下の幅は、入所者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものであること。また、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、共同生活室（基準第11条の2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、静養室）等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいうこと。

なお、基準第11条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、居室及び共同生活室を中心に少人数ごとに生活を共にする入所者に、一人一人の生活のリズムを基本に据えた介護や日常生活上の世話などを行うことに伴い、多数の入所者や職員が日常的に一度に移動することがなくなるため、廊下の幅の一律の規制を緩和すること。ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入所者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定していること。

傾斜路は、入所者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。

医務室は、入院施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を得ること。

得ること。

(7) 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。

(8) 汚物処理室は、他の設備と区分された一定のスペースを有すれば足りるものである。ただし、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。

(9) 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。

(10) 居室、食堂及び機能訓練室の面積に係る基準は、すべて内法での測定によるものである。なお、居室等の面積に関する測定方法についてはこれまで明確化されていなかったことから、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成14年厚生労働省令第107号。以下「平成14年改正省令」という。)の施行の際現に存する居室等についてまで当てはめる趣旨ではない。

(11) 廊下の幅は、内法によるものとし、手すりを含むものである。なお、廊下の幅に関する測定方法についてはこれまで明確化されていなかったことから、平成14年改正省令の施行の際現に存する廊下についてまで当てはめる趣旨ではない。

調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。

汚物処理室は、他の設備と区分された一定のスペースを有すれば足りるものであること。ただし、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。

焼却炉、浄化槽その他の汚物処理施設及び便槽を設ける場合には、居室、共同生活室(基準第11条の2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、静養室、食堂)及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。

居室、共同生活室(基準第11条の2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、食堂)及び機能訓練室の面積に係る基準は、すべて内法での測定によるものであること。なお、居室等の面積に関する測定方法についてはこれまで明確化されていなかったことから、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成14年厚生労働省令第107号。以下「平成14年改正省令」という。)の施行の際現に存する居室等についてまで当てはめる趣旨ではないこと。

廊下の幅は、内法によるものとし、手すりを含むものであること。なお、廊下の幅に関する測定方法についてはこれまで明確化されていなかったことから、平成14年改正省令の施行の際現に存する廊下についてまで当てはめる趣旨ではないこと。

(5) 基準第11条の2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの設備の基準の特例(平成14年改正省令附則第2条)

基準第11条の2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームに、基準第11条に定めるところにより居室、共同生活室、洗面設備及び便所を設けた場合には、当該設備の間に設ける廊下の幅については、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときには、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)として差し支えないこと。

の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの食堂及び機能訓練室の合計した面積は、次のア及びイに定める面積を合計した面積以上とするものであること。

ア 食堂 2平方メートルに入所定員(基準第11条に定めるところにより設けられた居室の入所定員を除く。)を乗じて得た面積

イ 機能訓練室 1平方メートルに入所定員(基準第11条に定めるところにより設けられたユニットの共同生活室が、3平方メー

(12) 経過措置 (基準附則第2条、第3条、第4条)

設備の基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

汚物処理室に関する経過措置

平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(昭和62年厚生省令第12号)附則第4条第1項(同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第18条第2項第16号の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたものについては、第11条第2項第14号(汚物処理室)の規定は、当分の間適用しない。(附則第2条)

一の居室の定員に関する経過措置

(略)

入所者一人当たりの居室の床面積に関する経過措置

平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホームの建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、設備基準のうち入所者一人当たりの居室の床面積に関する基準「10.65平方メートル以上」については、「収納設備等を除き、4.95平方メートル以上」とする。(附則第3条第1項)

入所者一人当たりの食堂及び機能訓練室の面積に関する経過措置

平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホームの建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、設備基準のうち食堂及び機能訓練室の合計した面積「3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上」の基準については、当分の間適用しない。(附則第4条)

第3 職員に関する事項

1 職員数

(1) (略)

(2) 同条第1項に定める「他の社会福祉施設等の栄養士と連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することが

トルに当該ユニットの居室の入所定員を乗じて得た面積以上を有している場合には、当該ユニットの居室の入所定員を除く。)を乗じて得た面積

(6) 基準第11条の2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの設備の基準に係る経過措置 (基準附則第2条、第3条、第4条)

設備の基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

汚物処理室に関する経過措置

平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(昭和62年厚生省令第12号)附則第4条第1項(同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第18条第2項第16号の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたものについては、第11条の2第2項において引用する第11条第3項第12号(汚物処理室)の規定は、当分の間適用しない。(附則第2条)

一の居室の定員に関する経過措置

(略)

入所者1人あたりの居室の床面積に関する経過措置

平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホームの建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、設備基準のうち入所者1人あたりの居室の床面積に関する基準「10.65平方メートル以上」については、「収納設備等を除き、4.95平方メートル以上」とする。(附則第3条第1項)

入所者1人あたりの食堂及び機能訓練室の面積に関する経過措置

平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホームの建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、設備基準のうち食堂及び機能訓練室の合計した面積「3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上」の基準については、当分の間適用しないものである。(附則第4条)

第3 職員に関する事項

1 職員数

(1) (略)

(2) 同条第1項に定める「他の社会福祉施設等の栄養士と連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することが

できる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合である。

(3) 経過措置（基準附則第5条）

平成17年3月31日までの間は、介護職員又は看護職員の員数を、常勤換算方法で、入所者の数が4.1又はその端数を増すごとに1人以上でよいものとされている。ただし、できるだけ早期に3:1へ移行できるよう努めるものとする。なお、平成12年4月1日以降に新たに開始される施設にあっては、既存の施設に対する経過措置として設けた趣旨にかんがみ、可能な限り、職員配置を3:1以上とすることが望ましい。

また、この経過措置は、特別養護老人ホームであって小規模生活単位型特別養護老人ホーム若しくは一部小規模生活単位型特別養護老人ホームでないもの又は一部小規模生活単位型特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分にのみ適用されることに留意すること。

(4) 用語の定義

「常勤換算方法」

(略)

「勤務延時間数」

勤務表上、当該特別養護老人ホームの職務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、職員1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

「常勤」

(略)

「前年度の平均値」

(略)

第4 処遇に関する事項

1 入退所

(1) 基準第13条第2項及び第3項は、特別養護老人ホームが要介護者のうち、入所して介護を受けることが必要な者を対象としていることにかんがみ、退所して居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならないこととしたものである。

なお、上記の検討は、生活相談員、看護・介護職員、介護支援専門

できる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であること。

(3) 経過措置（基準附則第5条）

平成17年3月31日までの間は、介護職員又は看護職員の員数を、常勤換算方法で、入所者の数が4.1又はその端数を増すごとに1人以上でよいものとされている。ただし、できるだけ早期に3:1へ移行できるよう努めるものとする。なお、平成12年4月1日以降に新たに開始される施設にあっては、既存の施設に対する経過措置として設けた趣旨にかんがみ、可能な限り、職員配置を3:1以上とすることが望ましい。

(4) 用語の定義

「常勤換算方法」

(略)

「勤務延時間数」

勤務表上、当該特別養護老人ホームの職務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、職員1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

「常勤」

(略)

「前年度の平均値」

(略)

第4 処遇に関する事項

1 入退所

基準第13条第3項から第5項は、特別養護老人ホームが要介護者のうち、入所して介護を行うことが必要な入所者を対象としていることに鑑み、居宅での介護が生活環境を含めて可能な場合には、退所に対し必要な援助をすることを規定したものであり、安易に施設側の理由により退所を促すことの無いよう留意すべきものである。

員等により行うこと。

(2) 同条第4項は、上記の検討の結果、居宅での生活が可能と判断される入所者に対し、退所に際しての本人又は家族等に対する家族での介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業者等に対する情報提供等の必要な援助をすることを規定したものである。なお、安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意する。

また、退所が可能になった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退所後の主治の医師及び介護支援専門員等並びに市町村と十分連携を図ること。

2 入所者の処遇に関する計画（基準第14条）

(1) 入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意するものとする。

(2) （略）

(3) 当該処遇計画は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第12条に定める「施設サービス計画」と同様のもので差し支えない。

3 処遇の方針

(1) （略）

(2) 同条第4項及び第5項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

なお、基準第9条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。

4 介護（基準第16条）

(1) 介護の提供に当たっては、入所者の人格に十分配慮し、処遇計画の目標等を念頭において行うことが基本であり、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。

(2) 入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。

なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努め

2 入所者の処遇に関する計画について

(1) 入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意するものとする。

(2) （略）

(3) 当該処遇計画は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）第11条に定める「施設サービス計画」と同様のもので差し支えないこと。

3 処遇の方針

(1) （略）

(2) 同条第4項において、「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」旨を定めたところであるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならないものとする。

4 介護

(1) 基準第16条で定める介護の提供に当たっては、処遇計画の目標等を念頭において行うことが基本であり、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。なお、介護等の実施に当たっては、入所者の人格に十分に配慮して実施するものとする。

(2) 同条第2項で定める入浴の実施に当たっては、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施するものとする。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施する

るものとする。

(3) 排せつの介護は、入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。

(4) 入所者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、入所者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。

(5) 特別養護老人ホームは、入所者にとって生活の場であることから、通常の1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など入所者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うものとする。

(6) 同条第6項の「常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる」とは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておくとともに、2以上の介護職員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の介護職員の配置を行わなければならないことを規定したものである。

なお、介護の提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。

5 食事（基準第17条）

食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。

(1) 入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。

(2)・(3) (略)

(4) 調理及び配膳に当たっては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第8の上欄に掲げる事項に留意して衛生的に行うこと。

(5)・(6) (略)

6 相談及び援助

基準第18条に定める相談及び援助は、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。

7 社会生活上の便宜の提供等

(1)・(2) (略)

(3) 同条第3項は、特別養護老人ホームは、入所者の家族に対し、当

など入所者の清潔保持に努めるものとする。

(3) 同条第3項で定める排せつの介護に当たっては、入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。

(4) 同条第4項で定める「おむつを使用せざるを得ない」場合には、入所者の心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換に当たっては、頻繁に行えばよいということではなく、入所者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。

(5) 同条第5項は、特別養護老人ホームは生活の場としての機能も担っていることから、通常の1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など入所者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うものとする。

(6) 同条第6項で定める「常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる」とは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておくものであるとともに、2以上の介護職員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の介護職員の配置を行うこと。

なお、介護の提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に行うものとする。

5 食事の提供

基準第17条に定める食事の提供に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

(1) 入所者の年齢、身体的状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うこと。

(2)・(3) (略)

(4) 調理及び配膳にあたっては、食品衛生法施行規則別表第八の上欄に掲げる事項に留意して衛生的に行うこと。

(5)・(6) (略)

(7) できるだけ離床して食事が食べられるよう努力をしなければならないこと。

6 相談及び援助

基準第18条に定める相談及び援助については、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。

7 社会生活上の便宜の供与等

(1)・(2) (略)

(3) 同条第3項は、特別養護老人ホームは、入所者の家族に対し、当

該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとすよう努めなければならない。

(4) 同条第4項は、特別養護老人ホームは、入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならないこととするものである。

8 機能訓練

基準第20条に定める機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配慮しなければならない。

9 健康管理

(1) (略)

(2) 同条第2項で定める定期健康診断などの状況については、その入所者の老人保健法(昭和57年法律第80号)の健康手帳の所要の記入欄に、健康診断の状況や健康管理上特記する必要がある事項を記載するものとする。これらは、医療を受けた場合や在宅に復帰した後に特別養護老人ホームでの入所者の健康管理状況を把握できるようにすることをねらいとしているものである。

(3) 特別養護老人ホームは、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有する者であることにかんがみ、常に健康の状況に注意し、疾病の早期発見、予防等健康保持のための適切な措置をとるよう努めること。

10 入所者の入院期間中の取扱い

(1) 基準第22条に定める「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かは、入所者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法により判断すること。

(2) 「必要に応じて適切な便宜を提供」とは、入所者及びその家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。

(3) 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもって該当するものではなく、例えば、入所者の退院

該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとす。

8 機能訓練

基準第20条に定める機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練も含むものであり、これらについても十分に配慮しなければならない。

9 健康管理

(1) (略)

(2) 同条第2項で定める定期健康診断などの状況については、その入所者の老人保健法の健康手帳の所要の記入欄に、健康診断の状況や健康管理上特に特記する必要がある事項を記載するものとする。これらは、医療を受けた場合や在宅復帰後に特別養護老人ホームでの入所者の健康管理状況を把握できるようにすることをねらいとしているものである。

(3) 特別養護老人ホームは、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有する者であることにかんがみ、つねに健康の状況に注意し、疾病の早期発見、予防等健康保持のための適切な措置をとるよう努めること。

(4) 職員については、労働安全衛生規則第50条又は地方公共団体の実施する方法に従って健康診断を行うこと。

(5) 定期的に調理に従事する者の検便を行うこと。

10 入所者の入院期間中の取扱い

(1) 基準第22条に定める退院することが明らかな場合とは、入所者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法によること。

(2) 必要に応じて適切な便宜を供与とは、入所者及びその家族の同意の上での入退院の手続きやその他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものであること。

(3) やむを得ない事情がある場合とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもってやむを得ない事情として該当するものではなく、

が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意すること。なお、上記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。

(4) 入所者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えないが、当該入所者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければならない。

1 1 勤務体制の確保等

基準第24条は、入所者に対する適切な処遇の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

(1) (略)

(2) 職員の勤務体制を定めるもののうち、介護職員の勤務体制については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」により、3交代制を基本とするが、入所者の処遇が確保される場合は、2交代制勤務もやむを得ないものとすること。併せて、同通知に定める宿直員を配置すること。

(3)・(4) (略)

(5) 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第50条又は地方公共団体の実施する方法に従って、職員の健康診断を行うこと。

1 2 衛生管理等

(略)

(1) 水道法(昭和32年法律第177号)の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。

(2) 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。

(3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

(4) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。

(5) 定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。

例えば、入所者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は基本的には該当しないことに留意すること。なお、当該例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要があること。

(4) 入所者の入院期間中のベッドの利用にあたっては、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えないが、入所者の退院時に円滑に入所できるよう計画的に行うこと。

1 1 勤務体制の確保等

基準第24条は、入所者に対する適切な処遇の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

(1) (略)

(2) 職員の勤務体制を定めるもののうち、介護職員の勤務体制については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知)」により、3交代制を基本とするが、入所者の処遇が確保される場合は、2交代制勤務もやむを得ないものとする。併せて、同通知に定める宿直員を配置すること。

(3)・(4) (略)

1 2 衛生管理等

(略)

(1) 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。

(2) つねに施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。

(3) 老人ホームは、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともにつねに密接な連携を保つこと。

(6) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

1 3 協力病院等

(1) 特別養護老人ホームは、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有するため入院治療等を必要とする場合が極めて多いことにかんがみ、これらの者に対する医療的処遇を円滑に行うことができる1以上の協力病院をあらかじめ定めておくこと。併せて、入所者の口腔衛生等の観点から協力歯科医療機関についても、あらかじめ定めることが望ましい。

(2) (略)

1 4 秘密保持等

(1) (略)

(2) 同条第2項は、特別養護老人ホームに対して、過去に当該特別養護老人ホームの職員であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。

1 5 苦情処理

(1) 基準第29条第1項にいう「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示すること等である。

(2) 同条第2項は、苦情に対し特別養護老人ホームが組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（特別養護老人ホームの提供するサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務づけたものである。

また、特別養護老人ホームは、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、基準第9条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。

1 6 地域との連携等

(1) 基準第30条第1項は、特別養護老人ホームが地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

(4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

1 3 協力病院等

(1) 特別養護老人ホームは、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有するため入院治療等を必要とする場合が極めて多いことにかんがみ、これらの者に対する医療的処遇を円滑に行うことができる1以上の協力病院をあらかじめ定めておくこと。併せて、入所者の口腔衛生等の観点から協力歯科医療機関についても、あらかじめ定めることが望ましいこと。

(2) (略)

1 4 秘密保持等

(1) (略)

(2) 同条第2項は、特別養護老人ホームに対して、過去に当該特別養護老人ホームの職員であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

1 5 苦情処理

基準第29条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、入所者にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、施設に掲示すること等である。

1 6 地域との連携等

基準第30条は、特別養護老人ホームが地域に開かれたものとして運営されるよう、特別養護老人ホームは地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

(2) 同条第2項は、基準第2条第4項の趣旨に基づき、介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。

なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

1.7 事故発生時の対応

基準第31条は、入所者が安心して介護の提供を受けられるよう、特別養護老人ホームは、入所者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずべきこととともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、また、入所者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、基準第9条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しておかなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

(1)～(3) (略)

第5 小規模生活単位型特別養護老人ホーム

1 第3章の趣旨

「小規模生活単位型」の特別養護老人ホームは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴があり、これまで「居住福祉型」と称してきたものを、その特徴をよりわかりやすく表す観点から改めたものである。

こうした小規模生活単位型特別養護老人ホームのケアは、これまでの特別養護老人ホームのケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第2章ではなく、第3章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、基準第12条に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準第33条(基本方針)は、小規模生活単位型特別養護老人ホームがユニットケアを行うものであることを規定したものである。

その具体的な内容に関しては、基準第36条以下に、サービスの取扱方針、介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。

3 運営規程(基準第34条)

1.7 事故発生時の対応

基準第31条は、入所者が安心して介護の提供を受けられるよう、特別養護老人ホームは、入所者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずべきこととともに、入所者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。このほか、以下の点に留意するものとする。

(1)～(3) (略)

(1) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額(第5号)

— 入居者へのサービスの提供の内容は、入居者が、自らの生活様式や生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるように、一日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指すものであること。

— 費用の額については、介護保険等の費用の内容のほか、ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用、日常生活等の上で入居者から支払を受ける費用の額を規定するものであること。

(2) 第1の6の(1)及び(3)から(5)までは、小規模生活単位型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第1の6中「第7条」とあるのは「第34条」と、「同条第1号から第7号まで」とあるのは「同条第1号から第8号まで」と、同(3)中「第5号」とあるのは「第6号」と、同(4)中「第6号」とあるのは「第7号」と、同(5)中「第7号」とあるのは「第8号」と読み替えるものとする。

4 設備の基準(基準第35条)

(1) ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室(使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室)と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室(居宅での居間に相当する部屋)が不可欠であることから、小規模生活単位型特別養護老人ホームは、施設全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所(ユニット)を単位として構成し、運営しなければならない。

(2) 基準第35条第2項第1号に掲げている「ユニット」は、居室及び共同生活室のほか、洗面設備及び便所を含むものである。

(3) 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましい。

(4) ユニット(第3項第1号)

— ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければならない。

(5) 居室(第1号イ)

— 上記(1)のとおりユニットケアには個室が不可欠なことから、居室の定員は1人とする。ただし、夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる。

— 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けなければならない。

この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられる居室とは、次の3つをいう。

(ア) 当該共同生活室に隣接している居室

(イ) 当該共同生活室に隣接してはいるが、(ア)の居室と隣接している居室

(ウ) その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室(他の共同生活室の(ア)及び(イ)に該当する居室を除く。)

ユニットの入居定員

小規模生活単位型特別養護老人ホームは、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。

ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユニットも認める。なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たさなければならない。

(ア) 入居定員が10人を超えるユニットにあつては、「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であること。

(イ) 入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。

ユニットの入居定員に関する既存施設の特例

平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホーム(建築中のものを含む。)が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合にあつては、施設を新增築したり、改築したりする場合に比べて、現にある建物の構造や敷地などの面で、より大きな制約が想定されることから、上記の(イ)の要件は適用しない。

また、平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホーム(建築中のものを含む。)が同日において現にユニットを有している(建築中のものを含む。)場合は、当該ユニットについては、上記は適用しない。ただし、当該ユニットが改築されたときは、この限りでない。

居室の床面積

小規模生活単位型特別養護老人ホームでは、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、

入居者は長年使い慣れた^{たんす}箆笥などの家具を持ち込むことを想定している。

このため、一の居室の床面積は、13.2平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。

ここで「標準とする」とは、13.2平方メートル以上とすることが原則であるが、平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホームが、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、13.2平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホームが同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあつては、10.65平方メートル以上であれば足りるものとする。

また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上を標準としていることについても、上記と同様の趣旨である。

(6) 共同生活室（第1号口）

共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。このためには、次の2つの要件を満たす必要がある。

(ア) 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていくこと。

(イ) 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。

共同生活室の床面積

共同生活室の床面積について「標準とする」とされている趣旨は、居室の床面積について上記(5)の にあるのと同様である。

共同生活室には、介護を必要とする者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければ

ならない。

また、入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましい。

(7) 洗面設備（第1号八）

洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。

(8) 便所（第1号二）

便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。

(9) 浴室（第2号）

浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。

(10) 廊下（第5項第1号）

小規模生活単位型特別養護老人ホームにあっては、多数の入居者や職員が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

このほか、小規模生活単位型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第2の2の(4)を準用する。この場合において、第2の2の(4)中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

(11) 小規模生活単位型特別養護老人ホームの設備については、上記の(1)から(10)までによるほか、第2の2の規定((4)及び(12)を除く。)を準用する。この場合において、第2の2の(1)中「静養室、食堂、浴室及び機能訓練室」とあるのは「共同生活室及び浴室」と、同(9)中「静養室、食堂」とあるのは「共同生活室」と、同(10)中「食堂及び機能訓練室」とあるのは「及び共同生活室」と読み替えるものとする。

5 サービスの取扱方針

(1) 基準第36条第1項は、第33条第1項の基本方針を受けて、入居者へのサービスの提供は、入居者が自律的な日常生活を営むことのできるよう支援するものとして行われなければならないことを規定したものである。

入居者へのサービスの提供に当たっては、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため職員は、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴と其中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。

なお、こうしたことから明らかなように、入居者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われなことを行うのは、サービスとして適当でない。

(2) 基準第36条第2項は、第33条第1項の基本方針を受けて、入居者へのサービスの提供は、入居者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行われなければならないことを規定したものである。

このため職員は、入居者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、入居者が他の入居者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要である。

6 介護

(1) 基準第37条第1項は、介護が、第36条第1項及び第2項のサービスの取扱方針を受けた適切な技術をもって行われなければならないことを規定したものである。

自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、入居者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要がある。

また、入居者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点では、単に入居者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例えば、入居者相互の間で、頼り、頼られるといった精神的な面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要がある。

(2) 基準第37条第2項の「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられる。

(3) 基準第37条第3項は、入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、入居者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものである

ことから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。

(4) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける介護については、上記の(1)から(3)までによるほか、第4の4の(3)から(6)までを準用する。この場合において、第4の4の(6)中「同条第6項」とあるのは「第37条第7項」と読み替えるものとする。

7 食事

(1) 基準第38条第3項は、第36条第1項のサービスの取扱方針を受けて、食事は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないこと、また、施設側の都合で急がしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものである。

(2) 基準第38条第4項は、第33条第1項の基本方針を受けて、入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければならないことを規定したものである。

その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意する必要がある。

(3) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける食事については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の5の(1)から(5)までを準用する。

8 社会生活上の便宜の提供等

(1) 基準第39条第1項は、第36条第1項のサービスの取扱方針を受けて、入居者一人一人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したものである。

(2) 小規模生活単位型特別養護老人ホームの居室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。

(3) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける社会生活上の便宜の提供等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の7の(2)から(4)までを準用する。この場合において、第4の7の(2)中「同条第2項」とあるのは「第39条第2項」と、同(3)中「同条第3項」とあるのは「第39条第3項」と、同(4)中「同

条第4項」とあるのは「第39条第4項」と読み替えるものとする。

9 勤務体制の確保等

(1) 基準第40条第2項は、第36条第1項のサービスの取扱方針を受けて、職員の勤務体制を定めるに当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならないことを規定したものである。

これは、職員が、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められることによるものである。

(2) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける介護職員等の勤務体制については、次の配置を行うことが望ましい。

日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける勤務体制の確保等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の11を準用する。この場合において、第4の11中「第24条」とあるのは「第40条」と、同(3)中「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同(4)中「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と読み替えるものとする。

10 準用

基準第42条の規定により、第3条から第6条まで、第8条から第10条まで、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第26条から第31条までの規定は、小規模生活単位型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第1の2から5まで及び7から9まで、第2の1、並びに第4の1、2((2)を除く。)、6、8から10まで及び12から17までを参照すること。

第6 一部小規模生活単位型特別養護老人ホーム

1 第4章の趣旨

平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホーム(建築中のものを含む。)が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する特別養護老人ホーム(建築中のものを含む。)が同日において現に有している(建築中のものを含む。)ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部小規模生活単位型特別

養護老人ホームとし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第2章ではなく、第4章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、基準第12条に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準第44条は、一部小規模生活単位型特別養護老人ホームの基本方針は、ユニット部分にあっては小規模生活単位型特別養護老人ホームの基本方針（基準第33条）に、また、それ以外の部分にあっては特別養護老人ホームの基本方針（基準第2条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備、サービスの取扱方針、介護、食事、社会生活上の便宜の提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準第46条から第52条までに、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

3 運営規程（基準第45条）

入居（入所）定員並びにサービスの提供の内容及び費用の額については、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。

4 職員の配置の基準等

（1）基準第12条第1項第4号イに規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。

（2）日中にユニット部分の入居者に対するサービスの提供に当たる介護職員又は看護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。

5 一部小規模生活単位型特別養護老人ホームのユニット部分については第5に、また、それ以外の部分については第1から第4までに、それぞれ定めるところによる。